

## 南相馬市公立学校適正化計画（素案）の概要

平成30年 9月 5日  
教育総務課

### はじめに

平成28年度から学識経験者・PTA・地区の代表等で組織する「南相馬市公立学校適正化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、平成29年5月に「南相馬市公立学校適正化に関する基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）を整理しました。さらに、これまでの検討内容及び整理事項について意見をいただき、平成30年5月に市内小中学校の望ましい適正化基準を定めた「南相馬市公立学校適正化計画【中間報告】（以下「中間報告」という。）を整理しました。

今後、市内小中学校の適正化を進めるにあたり、市内各地区で懇談会等を行い、市内小中学校の現状等を丁寧に説明し、保護者や地域の皆様の意見をお聴きするとともに、これまで検討委員会で議論された内容や意見を尊重し、将来の子どもたちに、より適正で魅力ある教育環境を提供するため「南相馬市公立学校適正化計画」を策定するものです。

### 計画の概要

#### 1 計画策定の趣旨等

##### (1) 趣旨

本市では、全国的な少子化の影響に加え、東日本大震災及び東京電力発電所事故の影響に伴い、小中学校の小規模化が進行し、子どもたちのために教育効果の向上と教育環境の整備を図るうえで、学校規模の適正化が課題となっています。

このことから、市内小中学校における望ましい学校規模並びに地域の皆さんと一緒に適正化を考えるための取組みについて整理した「南相馬市公立学校適正化計画」を策定します。

##### (2) 計画期間

平成31年度（2019年）から平成38年度（2026年）の計8年間で学校適正化の推進期間として、前半4年間で前期計画、後半4年間で後期計画とします。

なお、合意が得られた適正化対象地区ごと、具体的な学校再編時期を示した「(仮称)地区再編計画」を策定します。

平成	31	32	33	34	35	36	37	38	年度
西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	年

#### 2 市内児童生徒数の推移及び推計

平成22年度（震災前）と平成30年度の児童生徒数を比較すると、児童数が約48%減少、生徒数も約37%減少しています。

また、平成30年度と平成35年度（居住データ推計）の児童生徒数を比較すると、児童数でさらに約5%減少、生徒数も約22%減少すると想定されます。

### 3 これまでの検討経過

#### (1) 南相馬市公立学校適正化検討委員会

これまで計12回(予定)の会議を開催し、市内小中学校の適正規模及び配置について議論を深めました。

#### (2) 学校適正化に関するアンケート調査等

市内小中学校の適正化を検討するにあたり、児童生徒の保護者・未就学児保護者・無作為抽出の一般市民、加えて市内小中学校の教職員を対象に学校適正化に関するアンケート調査を実施しました。

また、児童生徒の通学状況や区域外就学の現状を調査するとともに、小学校のクラブ活動及び中学校の部活動の状況を調査しました。

### 4 市内小中学校における望ましい適正化基準

望ましい適正化基準(1学級あたりの児童生徒数及び1学年あたりの学級数)については、適正化を図るうえで、3つの考え方を基本としながら検討し、アンケート調査結果と児童生徒の教育環境視点での検討を行い、本市の望ましい適正化基準(適正規模及び配置)について、次のとおり決めました

◇3つの基本的な考え方

- ・児童生徒の教育環境を最優先に考えた適正規模及び配置
- ・保護者や地域住民の意見への配慮
- ・小高区復興の促進

#### (1) 望ましい適正規模(学校の規模)

市内小中学校の適正な規模は、中間報告を踏まえ、1学級あたりの児童生徒数及び1学年あたりの学級数(特別支援学級を除く。以下同様。)を基準とし、次のとおりとします。

◆1学級あたりの児童生徒数

小学校	21～25人
中学校	26～30人

◆1学年あたりの学級数(1学校あたりの学級数)

小学校	2学級から3学級(12学級から18学級)
中学校	2学級から4学級(6学級から12学級)

#### (2) 望ましい適正配置(児童生徒の通学距離)

国の基準と同様に次のとおりとします。なお、小高区・鹿島区・原町区の3区毎に市内小中学校の適正化について検討を進めます。

区分	通学距離	通学時間
小学校	概ね4km以内	概ね1時間以内
中学校	概ね6km以内	概ね1時間以内

## 5 学校適正化の具体的な方策

### (1) 適正化を検討する対象校

望ましい適正化基準と平成35年度の居住データ推計を照らし合わせ、次のとおり対象校の条件を定めました。なお、小高区内の4つの小学校については、1つの学校として検討します。

<検討対象校及び優先対象校>

区分	検討対象校	優先対象校
小学校	11学級以下の学校	6学級以下の学校
中学校	5学級以下の学校	3学級以下の学校

### (2) 地域別の検討対象校及び優先対象校

適正化対象校の条件をもとに、次のとおり、地域別の検討対象校及び優先対象校を定めました。

学級数	小学校						学級数	中学校		
	小高区	鹿島区		原町区				小高区	鹿島区	原町区
6	小高区4 (107)	八沢小 (58)	上真野 (54)	石一小 (87)	太田小 (60)	大妻小 (94)	高平小 (95)	3 小高中 (58)		原三中 (68)
7										
8				原二小 (166)						
9										
10										
11		鹿島小 (293)								
12				石二小 (296)						
13										
14				原一小 (330)						
15				原三小 (337)						
16										

※( )内は児童生徒数

  検討対象校        優先対象校

### (3) 統合モデル

地域別の検討対象校及び優先対象校を統合により適正化を図るため、以下のとおり統合モデルを示すものであり、前述のとおり、3区毎に適正化を検討することに加え、既存中学校は適正な配置であることから、現時点での中学校統合は検討しません。

また、本計画において統合モデルを掲載することになるが、適正化については、保護者や地域住民の合意に基づき進めるものであるため、統合モデルによらない場合や、地域において統合等を選択できる可能性もあるなど、本計画の期間中に適正化の対象となる地区へ丁寧に説明するとともに、必要に応じて学校統合の組合せを修正するなどし、地区毎の再編計画を作成します。

【小高区】

<モデル1> 小高小を単独で存続し、それ以外の小学校を全て統合するパターン

	小学校			児童数
統合なし	小高小 57			57
統合校①	福浦小 20	金房小 24	鳩原小 6	50

<モデル2> 全小学校を統合し、小中一貫教育を推奨するパターン

	小学校				児童数		中学校	児童生徒数
統合校①	小高小 57	福浦小 20	金房小 24	鳩原小 6	107	小中一貫	小高中 58	165

【鹿島区】

<モデル1> 鹿島小を単独で存続し、それ以外の小学校を全て統合するパターン

	小学校			児童数
統合なし	鹿島小 293			293
統合校①	八沢小 58	上真野 54		112

<モデル2> 全小学校を統合し、小中一貫教育を推奨するパターン

	小学校			児童数		中学校	児童生徒数
統合校①	八沢小 58	上真野 54	鹿島小 293	405	小中一貫	鹿島中 293	698

【原町区】

<モデル1> 地域性を考慮しつつ、小中一貫教育を推奨するパターン

	小学校			児童数		中学校	児童生徒数
統合校①	高平小 95	原一小 330		425			
統合校②	太田小 60	大甕小 94		154	小中一貫	原三中 68	222
統合校③	石一小 87	石二小 296		383	小中一貫	石神中 181	564
統合校④	原二小 166	原三小 337		503			

<モデル2> 検討対象校等同士で統合し、適正規模の学校を単独で存続させるパターン

	小学校			児童数
統合校①	高平小 95	石一小 87	原一小 330	512
統合校②	太田小 60	大甕小 94	原二小 166	320
統合なし	原三小 337			337
統合なし	石二小 296			296

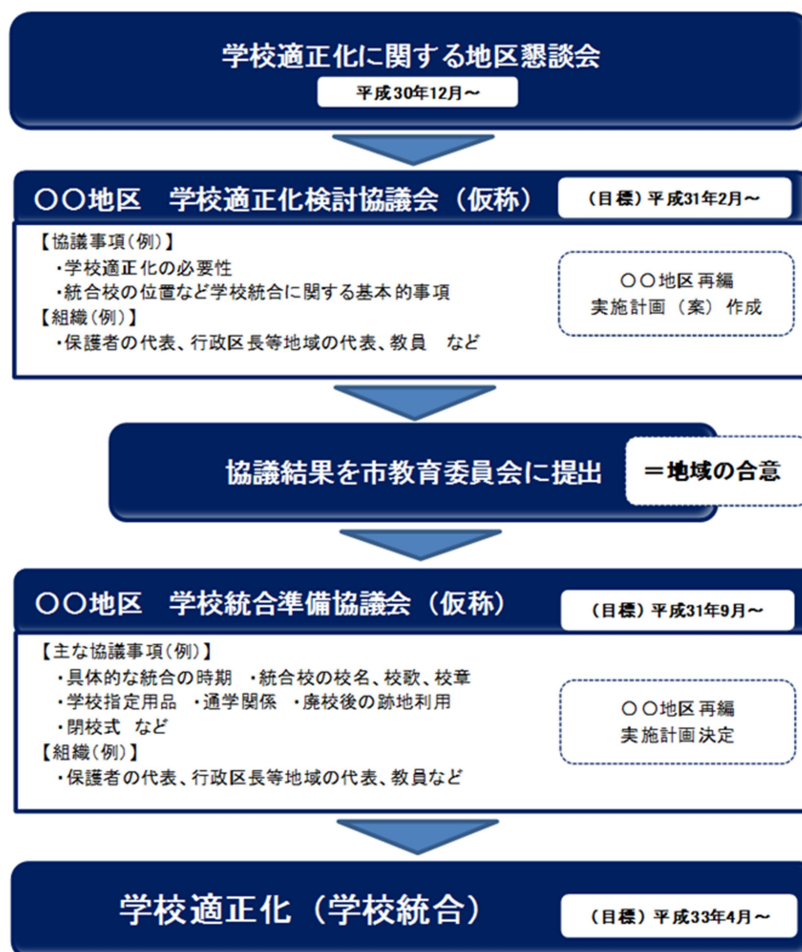
<モデル3> 検討対象校に適正規模の学校を統合し、学校規模を安定させるパターン

	小学校			児童数
統合校①	高平小 95	石一小 87	石二小 296	478
統合校②	太田小 60	大甕小 94	原三小 337	491
統合校③	原二小 166	原一小 330		496



## 6 学校適正化の実施手順

基本的な適正化の実施手順は次のとおりとし、保護者や地域の皆様に対して丁寧な説明を行うとともに、合意に基づき慎重に進めます。



## 7 新たな教育制度導入の取組み

本市における学校の適正化については、次のような新たな教育制度の導入を慎重に検討しながら進めます。

- (1) 小中一貫教育(義務教育学校)導入の取組み
- (2) 小規模特認校制度導入の取組み
- (3) 特色と魅力のある教育環境整備の取組み

## 8 適正化に伴い配慮すべき事項

学校の適正化に伴い、次のような配慮すべき事項が想定されます。その他、地区毎に状況も異なる事項も含めて対応策を講じていきます。

- (1) 通学路の安全確保と遠距離通学への配慮
- (2) 地域コミュニティへの配慮
- (3) 統合前の児童生徒・保護者の不安解消への配慮
- (4) 学校跡地の利活用への配慮